

学校いじめ防止基本の方針

桐生市立西小学校
平成26年3月策定
(平成29年4月改訂)
(平成30年4月改訂)
(令和2年4月改訂)

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

【いじめの未然防止について】

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めていくことで、いじめ未然防止につながると考えます。

【いじめの早期発見について】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる場合もあります。けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、児童が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことで、いじめの早期発見につながると考えます。

【いじめの早期解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うことで、さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことでいじめの解消につながると考えます。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織の構成員等（いじめ防止対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、
教育相談員、スクールカウンセラー

(2) 活動の概要

- ・ 毎月の生活チェックシートによる児童理解と職員の共通理解。
- ・ 生徒指導委員会における共通理解。
- ・ アンケート結果を基にした学級活動の実施。
- ・ 児童会（運営委員会）組織を中心としたいじめ防止活動。
(いじめ防止ポスター作成、挨拶運動、いじめ防止集会、スローガン作成)

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

① 学校経営にかかわって

- ・ あらゆる活動の場で、児童や教師が行動目標・指導目標を意識できるように、学校教育目標（かしこく・やさしく・たくましく）に対して、めざす児童像を具体的に示し、指導の重点を共通理解し、学年・学級経営に取り組んでいきます。
- ・ 学校の実態に応じた「いじめ防止活動計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行います。

②教職員一人一人の人権意識の向上を図る。

- ・職員会議や生徒指導部会、教育相談部会等で、いじめへの対応（いじめの態様に関する認識やいじめの報告方法、指導方法など）について研修を行い、見識と共通理解を深めていきます。全教職員が「いじめを絶対に許さない」という共通認識に立ち、いじめゼロの推進に向け、望ましい人間関係が育つ学級づくり、いじめを許さない学級づくり、いじめ問題への基本姿勢についての具体的な取組事項を共通理解し、教師と児童、児童間の人間関係を基盤とした学級づくりに努めます。

③学級経営（生徒指導・学習指導）にかかわって

- ・子ども一人一人が大切にされる集団づくりをめざし、次の4つの働きかけを行って自己有用感を育んでいきます。
 - 1) 教師一人一人が子どもと受容的、共感的にかかわることを大切にします。
 - 2) 子どもが授業を理解しやすくなるような工夫をしていきます。
 - 3) 子ども同士の話し合い活動を積極的に取り入れていきます。
 - 4) 子どもが発言・発表する機会を積極的に取り入れていきます。
- ・子どもとふれ合う時間を増やし、教師と児童との信頼関係づくりに努めるとともに、子どもたちに温かさを感じさせるような態度や表情、教師としての正しい言葉遣いなどに努めます。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障しながらも、規律と活気のある学級集団づくりをめざし、学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を心がけます。
- ・生徒指導の3つの機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を大切にしたい授業づくりをめざします。
- ・学校として特に配慮を要する児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行います。
- ・発達障害を含む、障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、被災児童などには、日常的にその児童の特性を踏まえた適切な支援を行います。
- ・子どもたちの学び合いを保障するため、学習規律を徹底していきます。
- ・人権集中学習等を活用し、人権尊重（いじめを含む）等の題材を指導計画に位置付け、児童の人権意識を高めます。
- ・道徳の時間を中心に、思いやりや生命尊重、人権尊重についての指導を重点的に行います。

④教科以外での取組

学級活動

- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学級づくりに生かしていきます。
- ・ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を取り入れ、人間関係のトラブルやいじめの問題に直面したときの対処の仕方を学習します。

学校行事

- ・運動会、校外学習（修学旅行や林間学校など）など、子どもたちの達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施します。

児童会活動

- ・あいさつ運動やいじめ防止スローガンの募集を行い、日頃より、いじめ防止について意識付けを行う。また、児童から募集したいじめ防止スローガンの中から、各学年の優秀な作品を選び、団扇を作成する。いじめ防止スローガンを掲載した団扇を、各家庭及び地域へ配布し、啓発していきます。
- ・望ましい人間関係が育つように集会活動などを実施します。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 日常の観察や児童との積極的な交流

- ・休み時間や昼休み、放課後等に、友だち関係を中心に目を配って観察していきます。
- ・委員会やクラブ活動、縦割り活動、縦割り清掃など、できるだけ多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわり、気になること等の情報交換を日常的に行っていきます。
- ・休み時間、昼休み、放課後等の時間に校内巡回を意図的に行っていきます。

② いじめ把握のためのアンケートや調査の実施

- ・「いじめアンケート」を定期的の実施し、集計分析をし、問題と思われる事案について、担任を中心に複数の教員で指導にあたっていく。事案によっては、教育相談員、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得て対応します。
- ・学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあるので、学級内の人間関係を客観的にとらえるために、学級集団分析尺度Q-Uを年2回実施し、学級経営に生かしていきます。

③ 教育相談体制の整備

- ・生徒指導委員会等を定期的を開催し、気になる児童やクラスが抱える問題等の共通理解を図り、具体的な支援策を検討し、早期に対応していきます。
- ・教職員は普段からカウンセリングマインドで児童と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめの早期解消のための取組

① いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、組織的に対応します。

いじめが発見された場合には、担任が問題を一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談を密にし、担任と該当学年職員等、複数の教師ですみやかに事実確認を行う。事実関係の究明にあたって、事実の把握を正確かつ迅速に行います。

② 事実確認ができれば、生徒指導主任や管理職への報告を行い、学年会や生徒指導部会、職員会議などの場で、その解決策、支援策について協議し、全教職員共通理解のもとに、学校全体でいじめの解消を図ります。

いじめの指導については、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめを受けた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育的活動を行います。

また、措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどについて配慮します。

③ いじめが発生したときには、学校のみで解決することに固執せず、保護者からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢を大切に、事案によっては、警察等の関係機関や教育委員会と連携して対処します。

④ いじめが起きた場合は、被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者保護者への協力依頼などが大切になってくるので、関係保護者との連絡を密に行い理解と協力を求めます。

⑤ 解決が長引くなど重大な事例については、ケース会議を開き対応を協議し、学校の対応を保護者に伝え、連携を図りながら早期解決に向けて協力体制を構築する。

⑥謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月間)継続し、被害者がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とします。

(4) 重大事態発生時の対応

①いじめを受けた児童への対応

- ・複数の教職員により、中断なく見守る体制を構築し、いじめを受けた子どもの情報共有を一日複数回実施する。また、下校後も保護者へ連絡し、様子を確認するなど、積極的に状況を把握するよう努めます。
- ・スクールカウンセラーと教職員との情報共有を徹底し、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、いじめを受けた子どもの心のケアを行うとともに、必要に応じて、被害児童の保護者についても心のケアのためのカウンセリングを行います。
- ・民生委員や行政機関等と連携し、福祉的な視点から、いじめを受けた子どもの家庭状況等を把握し、保護者と緊密な連携をして、被害児童とその家庭を支援します。
- ・いじめが原因で不登校になっている場合は、緊急避難措置として、被害児童の状況に応じて、保健室や相談室などへの別室登校を行います。

②いじめた児童への対応

- ・いじめを受けた児童が、安心して登校し、学習できる環境を確保するため、状況に応じて、いじめた児童の別室指導を行います。その際、事前に教育委員会と十分に協議を行い実施の可否を決定します。
- ・いじめの行為が、暴行や金銭の強要などの犯罪行為の場合、被害児童を守るとともに、被害の拡大を防止するため、警察等の関係機関に相談・通報を行います。
- ・いじめた児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童が安心、安全に学校生活をおくることができないと判断された場合、教育委員会と連携し、校長による訓告(厳重注意等)を行います。
- ・加害児童が何かしらの心の傷を負っており、そのことが原因で、加害行為を行っている場合も想定されます。そのため、必要に応じて教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施し、心のケアを行っていきます。また、加害児童の保護者のケアにも努めていきます。

③教育委員会・関係機関との連携

- ・重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに情報を報告するとともに、状況により、児童相談所等の福祉機関や医療機関とも連携を図り、それぞれの専門的見地からの助言を踏まえて対応していきます。

④保護者・地域との連携

- ・憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防ぐため、教育委員会の連携協力の下、緊急の保護者会を開催し、個人情報に十分配慮しながら、事案の状況や対応について説明を行います。
- ・PTA役員等が、被害及び加害児童の保護者に対して働きかけることが効果的と判断した場合は、PTA役員等に情報提供を行い、積極的にPTAと連携を図り、必要に応じて協力を依頼します。
- ・重大事態においては、中断なく児童を見守る必要があるため、民生委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼します。

4 関係機関との連携

教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等との連携を図り、いじめ防止等の取り組みを行う。また、深刻な事案が発生した場合の連携を容易にするため、日頃からの連携に努めていきます。

5 保護者との連携

学校は、いじめが発見された時だけでなく、平素より定期的に保護者と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行います。

学校は、学校の取組や様子を保護者に知ってもらえるよう、ホームページや学校・学年・学級通信を活用して情報発信を行います。

6 評価の実施

定期的実施している学校（評価）アンケートに、「いじめ早期発見のための措置」「いじめに対する措置」「いじめ防止のための取り組み」についての評価項目を作成し、保護者や教職員に意見を聞くとともに、学校評議員や民生委員等第三者の意見を聞きながら、いじめ防止等のための取り組みに対する評価を客観的に行い、随時改善に努めていきます。